

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 南方連絡事務所報告（報告）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 総理府特別地域連絡局, 請願権, 外資導入 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509

4. 沖縄に於ける外資導入

北米局長
参事官
北米課長

総南連第1204号

昭和42年5月10日

外務省北米局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

沖縄における外資導入について

沖縄における外資導入については、従来より種々の問題があるが、最近になつて米、琉合同による「外資導入促進委員会」の設置や外資法の民立法化の動きがあるので、これを機会にこれらの問題点について調査した結果を報告する。

記

はじめに

沖縄の経済は、1958年9月3日閣からドル貨への切替を契機とし、高等弁務官布令により打出された一連の経済政策すなわち貿易の自由化、自由貿易地域の設置を規定した布令第12号「琉球列島における外国貿易」ならびに直接投資の規制を大巾に緩和した布令第11号「琉球列島における外国人の投資」などによ

り新たに自由ドル圏としてその第一歩を踏み出した。

その後の8年間に、沖縄経済は、従来の封鎖経済から開放経済への移行による貿易規模の拡大、ベトナム戦拡大に伴う特需、軍関係収入の増大ならびに日、米経済援助額の増加などの諸要因に支えられて今日の急速な経済発展を遂げてきた。とくに住民の社会福祉面における向上、住民所得の増加は著しいものがある。この反面、沖縄の果すべき課題の一つとして自立経済の達成、日・^琉沖間の経済差の是正が呼ばれているが、これを遂行するためには、現在極端に砂糖およびパイン両加工産業に偏重した第二次産業構造を改善し沖縄経済に寄与する新規の生産事業を振興することが望まれている。

このためには、沖縄の民間企業自身がこの布令第11号を充分に活用し、さらに積極的に長期低利の産業資金の獲得に努力すべきではなからうか。

しかしながら、沖縄における外資導入の問題は内外を問わず一般的に関心が薄いように思われる。これには種々の要因が考えられるが第一に、琉球政府自身が外資導入政策について従来余り積極的でなし、外資導入のP. Rや資料整備などに殆んど意を用いていないことである。

第二に、沖縄は投資市場としての要因に欠けており外国企業家にとって余り魅力ある市場とは考えられないことである。すなわち人口

42.5.25

北米局長
参事官
北米課長

空
郵
集

僅か95万不足で有効需要に乏しくかつ、土地狭少にして天然資源に欠けており、さらに産業振興上の基礎要件である電力および工業用水が不足しており、その上料金も割高である。

第三に、従来外国投資家にとって魅力であった沖縄の低賃金が最近の賃金向上によりその魅力が薄れてきたことである。

最後に沖縄は、ドル自由圏として投資市場としてよりも、ドル獲得市場として、外国企業家には魅力があり、マスプロによる自己製品の売込み市場として考えられていること等が主な理由として挙げられる。

しかしながら、上記の諸要因があるにも拘らず沖縄の二大基幹産業である砂糖およびパイン両産業をはじめ他のあらゆる産業分野に外資が進出し、沖縄経済の発展、資本蓄積の補てん、技術の向上ならびに企業の合理化に重要な役割を果たしてきたことを認めないわけにはいかないであろう。したがって沖縄経済の現状を論ずる場合、外資との関連を念頭に置いてかからねばならぬこの意味からも、現行法によつて導入外資が果たしてきた役割、その現状および問題点の所在を見窺めることは重要なことであると考えられる。

1 外資導入規制の概要

沖縄における外資導入の基本法は、1958年9月12日に

発効した高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」である。同布令はその後3回の改正（主に除外規定の追加）を経て今日に至っている。その他の関係法規としては、外資導入審査会の設置を規定した「外資導入審査会設置規則」および外資導入等における免許ならびに手数料を規定した「外資の導入等における手数料の徴取に関する立法」ならびに「外資導入等における手数料の徴取に関する規則」があるのみである。この外資導入の基本法である同布令は、政策目標として(1)輸入への依存度を減少させ得るような地場産業 (2)輸出によつて所得の増加を期待し得るような輸出産業 (3)沖縄の資源を最大限に活用し得るような新規生産業への外資は、単独外資または合弁による事業提携を問わず大いに歓迎するとの原則自由の方向を示している。

次に免許を要するものとしては、特定の事項（除外規定として掲げられている12項目、主に民政府、軍関係事業、自由貿易地域内の事業、注文とりの保険および証券業、技術者の雇用、個人5%まで総数35%までの株式取得）を除き、沖縄島内における事業活動および事業活動への投資は、行政主席の許可を必要としているがこれ以外に制限あるいは禁止条項はなく本土法に比べると極めて自由化されていると云える。

本布令の特色は、旧法（琉球列島における外国人の投資）の島内資

本との統合制限あるいは合併会社の島内資本比率優先と云つた島内企業保護政策から一歩進んだ優良外資歓迎さらに100%の外資会社でも受入れ可能といつた大巾な資本取引自由化に歩み切つた点にあるだろう。

さらにこれを具体的に列挙してみると

(1)投資形態については、単独外資あるいは合併による提携外資何れでも良く制限がないことである。

株式の取得制限については、経営参加的な直接投資だけが^{制限}の対象となつており借入金のような融資形態の外資は全く自由に認められている。

したがつて、外国の銀行および企業あるいは政府からの借入れは自由にできるので沖縄の企業家にとっては全く恵まれた規定であると云える。株式取得については、非居住者による琉球人会社の場合に1人5%まで合計35%まで認められておりそれ以上を取得する場合に限り許可の対象となつている。

(2)沖縄では為替制限がないため投下資本の元本ならびに果実等の送金について何んらの制限もない。これは3円からドル貨へ切替えられたことによつて外国為替管理が撤廃されたことから当然の措置であり外国企業家にとっては為替変動のリスクを負担することなく自由に元本、~~果実~~果実を送金できるので大き

な魅力となつている。

(3)沖縄経済に貢献する新規生産事業への投資は大いに歓迎することが規定されている。このことは沖縄の置かれている産業構造と極端な輸入依存度を思い合わせれば当然の措置と云える。沖縄が自立経済^を達成する上からもまた本土との経済較差を是正するためにも新規生産事業に対し一層計画的に外資を導入することが必要であろう。

しかし現実には第二次産業よりもサービス産業、消費産業への外資の進出がかなり多いのは考えさせられるところである。

(4)技術導入契約については、長期、短期を問わずなんらの制限もない。したがつて、ノーハウ、ロイヤルティ等の送金は自由である。ただ技術者の雇用については別途、非琉球人の雇用に関する規則(1965.9.8規則第112号)により行政主席の許可が必要となつている。

以上簡単に現行布令の主要な点をのべてきたがこの外に、投資環境の改善とか特定企業への免除規定がある。

投資環境づくりについては、現在のところ電気料金の引き下げが目立つ程度で余りめほしい改善のあとは見られない。琉球政府としても水道、電気、道路、港湾等社会資本の整備にもつと積極的な財政措置を講ずべきではなからうか。さらに租税面における考慮等も必要であろう。

2 外資導入の現況について

沖縄における外資導入の現況を分析するに当り、道産局へ出向いて資料の集収を図つたが、事務局には資料がなく僅かに「国籍別業種別外資導入許可件数および投資認可額（1965年12月現在）」と「外資導入免許業者名簿（1966年12月31日現在）」の両資料があるに過ぎなかつた。このため十分な分析は出来なかつたがこの資料に基づき調査した結果について述べることにする。もつともこの資料自身事務局に云わせると正確なものではなく、分析の結果について誤りがあるかとも思われるが、沖縄における外資の投資形態をある程度把握できるものと考えられる。

1965年12月末現在で認可された企業（個人も含む）

（註 単独外資の場合、投資金額が記載されていないものかなりあるので実際の投資金額はこれを上廻るものと考えられる）の総件数269件で金額にして13,831千ドルに過ぎずさ程大きな金額ではない。しかしながら投資環境が悪く、かつ長期低利の産業資金が極端に不足している沖縄産業界にとっては外資の効果は資金供給の面からまず評価するのが当然であるがそれ以外にも新技術の導入、雇用の拡大等の面からも評価することも又同程度に必要なことである。

第一表 業種別投資形態

業 種 別	件 数	投資金額 (千ドル)
第 一 次 産 業	12 (4.4%)	673 (4.8%)
第 二 次 産 業	118 (43.8%)	8,396 (60.7%)
第 三 次 産 業	139 (51.8%)	4,762 (34.5%)
計	269	13,831

（註） 「国籍別業種別外資導入許可件数および投資認可額」

1965年12月末の資料による。

(1)これを業種別投資形態で見ると第1表のとおり件数では第三次産業が139件(51.8%)で過半数を占め次いで第二次産業の118件(43.8%)第一次産業の12件(4.4%)となつている。これを投資金額で見た場合は第二次産業が8,396千ドル(60.7%)次いで第三次産業4,762千ドル(34.5%)第一次産業673千ドル(4.8%)の順になつており、第二次産業のうち日本が投資した砂糖、パイン両産業を除外すると金額面でも第二次、第三次の比率は略同じ程度になり第三次産業への投資が可成り高いことを示している。

第三次産業への投資の内訳は、書籍、コーヒー、セメント、眼鏡、食料品等の輸入販売業が30件(20%)で一番多く、次に公認会計士

弁護士、医者等の専門的サービス業18件、出版広告サービス10件、保険、金融の代理店10件の順になつている。

第二次産業では、一般工業として縫製加工業、皮革製造業、木工加工業、金属加工業等の77件(65%)が第1位を占め次いで砂糖、パイン等の農産加工業29件(25%)、飲料水製造業6件、化学製品製造業6件の順になつている。

第一次産業への投資は、真珠養殖、養鶏業、豚の飼育、造林、果樹栽培等が主なものであり、投資の比率は他の業種に比べて僅かである。

第2表 単独外資および合併による投資形態(件数)

国別 種類	日本	米国 (カナダ パナマ)	中国・香港	比島	その他	計
単 資	28(33%)	76(82%)	44(90%)	26(93%)	12(92%)	186(70%)
合 弁	57(67%)	16(18%)	5(10%)	2(7%)	1(8%)	81(30%)
計	85	92	49	28	13	267

(註) 外資導入免許業者名簿(1966年12月31日)による。なお、米国の欄には件数が少ないのモパナマ、カナダを加えた。

(2)次いで投資形態を単独外資と合併による提携外資別に分類してみると第2表のとおり米国(82%)中国、香港(9%)、

比島(93%)、日本(33%)と日本を除き諸外国の単独外資が占める比率は極端に高い。このことは、単独外資の大半が外国企業の子会社および支店あるいは個人経営の事業で占められていることを考えれば、沖縄経済への貢献度はさ程大きいとは考えられない。

一方日本の単独外資は33%に過ぎず、日本の投資形態は好ましい結果となつている。しかしながらこれを裏から見れば日本からの第三次産業面への単独外資は他国よりの投資に比して強く抑制されている結果ではないだろうか。

本土の商社が一件も支店設置を認められていない事実また第三次産業への投資件数も他国に比し少ないという事実からもその一端がうかがえよう。

第3表 長、短期外資別の投資形態(件数)

種類 国別	日本	米国	中国香港	比島	その他	計
長 期	78(92%)	77(84%)	23(47%)	16(57%)	7(54%)	201(75%)
短 期	7(8%)	15(16%)	26(53%)	12(43%)	6(46%)	66(25%)
計	85	92	49	28	13	267

(註) 外資導入免許業者名簿(1966年12月31日)による。なお、米国の欄には件数が少ないのモパナマ、カナダを加えた。

(3)これをさらに長期、短期の外資別に分類すると第3表のとおり中国香港(53%)その他(46%)比島(43%)米國(16%)、日本(8%)と日、米を除き諸外国の短資は何れも80%近くを占めている。短期外資は、沖縄経済にとって余り好ましくない企業への投資として琉球の外資審査会によつて期間(2~5年)の制限やその他の制約を受けている。

このことは、沖縄が真に盛んでいる新規生産事業以外への企業進出が日、米兩國以外の國に多いことを示している。

第4表 國別投資形態

	日本	米國	中国香港	比國	その他	計
件数	78(29%)	84(31%)	54(20%)	30(11%)	23(9%)	269
金額	5,195 (37%)	6,304 (46%)	1,435 (10%)	104 (1%)	793 (6%)	13,831

4.最後に投資形態を國別に分類して見ると第4、第5表のとおり投資総額13,831千ドルのうち日本(37%)米國(46%)と日、米兩國で83%を占めている。これは日、米兩國と沖縄との政治的、経済的な特殊なつながりから当然のことと云える。しかし投資額で大きなウェイトを占めている日、米兩國の投資にそれぞれ大きな違いが見られる。日本の投資形態は、第一産業および第三産業への投資はそれだれ12%、10%と僅か22%に過ぎず第二産業への投資に集中(78%)

していることである。

日本の場合、第二産業のうち農産加工とくに砂糖およびパイン両製造業に集中しているのが特色である。その他は繊維加工業、肥料製造業、プリキ製糖業、製鋼業、ゴム製品の加工業等多種に亘っている。次いで投資金額の一番多い米國の投資形態は第一産業(1%)第二産業(58%)、第三産業(41%)と第三産業への投資比率が比較的に高いことである。単独外資が(82%)を占めている米國の場合とくに投資額が明記されていない企業が可成りの数にのぼっているので実際の投資額は6,304千ドルを大巾に上廻ると予想される。

したがつてこれを投資件数で分類すると第三産業は75%となり第二産業の23%を大巾に上廻る結果となつて~~な~~っている。第三産業では輸入販売業専門的サービス業の比重が高く、この外銀行、保険代理業など金融機関への進出が目立ち、外商の有力な資金供給源となつているのは他國に見られない特色である。第二産業ではセメント製造業、パイプ製造業、合板製造業、建設業、飲料水製造業への進出が目立っている。最後に中国香港の第二産業に占める比率が(69.5%)高いのは、小規模経営による縫製加工業が大部分を占めている理由による。

第5表 日、米両国の投資形態比較

単位千ドル

	日 本		米 国	
	件 数	金 額	件 数	金 額
第一次産業	6(8%)	608(12%)	2(2%)	44(1%)
第二次産業	54(69%)	4,053(78%)	19(23%)	3,686(58%)
第三次産業	18(23%)	534(10%)	63(75%)	2,574(41%)
計	78	5,195	84	6,304

註) 第4、第5表ともに「国籍別業種別外資導入許可件数および投資認可額」1965年12月末の資料による。

以上外資導入の現況を概観したとき、外資が布令第11号の趣旨に沿って、真に沖縄経済の発展に寄与するような地場産業輸出産業あるいは新規生産業への進出は余り見られず、第二次産業として砂糖、パイン、セメント、バガスポート合板等があるに過ぎない。長期、短期の外国からの借入れについては、布令の適用対象外となつているため、その実態を把握することは事実上困難であるが、可成りの外資が流入してきているものと推察される。また他方、技術導入契約に伴う技術料、ロイヤルティの支払についても実態把握は困難である。琉球政府は、かかる事態を充分に認識し、米、琉合同の外資導入合同委員会の廃止(1965年)に伴い、外資の審査権が事実上琉球政府へ

移管されたのを契機として、不良外貨とした輸入販売、サービス業等への投資は、地場産業との競合あるいは地元雇用の圧迫等を理由として可成り厳重にスクリンしているようである。さらに自立経済達成、地場産業保護という見地から新規生産業への合併事業についても地元資本優先(他人資本50%以下)の基本線を打ち出している模様である。このことは後で述べる外資法の立法化による規制強化の面からもうかがえるのでないだろうか。しかし投資環境が悪く、外国企業にとって左程魅力のない沖縄市場であることを忘れて地元産業保護の立場から外資抑制の方向に走るならば益々外国企業の進出意欲を阻害し、ひいては沖縄経済自体にとつても大きなマイナス要因になることを見逃してはいけないだろう。

3 外資導入促進委員会の設置

さる4月21日、米国民政府リーブス経済局長、ベイカー貿易専門官、キブソン工業課長らは、琉球政府小波蔵副主席ならびに全局長と外資導入問題について協議した。その席上リーブス局長は、外資導入を今後積極的に誘致するための方策を検討する場として、米琉合同による「外資導入促進委員会」(以下促進会という。)を設置することを提案した。

民政府側はその提案理由として、

- ① 高等弁務官が沖縄の外資導入政策について非常な関心を抱いて

琉 球 報

いること。

② 1965年に米、琉合同の「外資導入合同審議会」が廃止され、審査権が事実上琉政へ移管された以後の外資導入申請に対する琉政の認可状況を調査した結果第6表に示す通り米国の申請42件に対する認可比率は66.7%で中国76.5%日本88.6%、比国81.3%に比較して一番悪い。

③ 米国のみでなく全申請件数に対する認可率は、74.5%であり、琉球政府は外資導入について余り積極的でなく、かつまた外資を抑制し過ぎているのではないかの3項目を述べたと云われる。

従来主に沖縄住民の民生安定、福祉向上に意を用いているが経済政策に余り積極的でなかつた米民政府が、今回外資導入問題について積極的に乗り出してきた背景には、最近とみに高まってきた日、琉経済交流に刺激されてきたことも一つの理由ではなかろうか。琉球政府は、民政府の意を受けて、さる4月24日外資審議会を開き促進会設置提案に対する琉政側の探るべき態度を協議した。その結果促進会設置については賛成することとし、委員として琉政側からは小渡遺産局長、入手堅企画局長、石垣建設局長、小禄主税局長の4名を指名することに決めた模様である。

当促進会は、正式な機関とはせずに「外資審議会」の Advisory Committee 的資格を有するものとし、この旨民政府へ申し入れることになつている。

その後民政府からの委員の指名は未だ行われていない模様である。

第6表 国別外資導入認可調(1965年9月~1967年3月)

	申請件数			認可件数 (I)	認可投資額 (II)	認可比率 $\frac{D}{E}$ ×100
	新規 (A)	更新、修正 (B)	計 (C)			
計	58	99	157	117(40)	4,383,960	74.5%
米 国	19	23	42	28(14)	1,560,800	66.7%
中 国	10	41	51	39(12)	316,000	76.5%
日 本	18	17	35	31(4)	2,390,560	88.6%
比 国	6	10	16	13(3)	57,600	81.3%
其の他	5	8	13	6(7)	59,000	46.2%

()内の数字は不許可件数

4 「外資等に関する立法」の立法勧告について

琉球政府は昨年12月高等弁務官の立法勧告の趣旨に沿つて、現行布令第11号に代わる「外資等に関する法律」の立法措置を講ずべく現在その草案を作成し、審議中である。琉球政府としては、こ

京 報

の草案を今期定例議会の開会中に議会へ提出したい意向を示している。

この立法勧告の理由として次の4項目が述べられている。

- (1) 布令第11号の発効当時と現在とは、経済事情に大きな変化が見られかつ、外資導入のPRさらに長期経済計画を反映させるためにも民立法する必要がある。
- (2) 今後の外資導入政策を確立する上において、本土政府の指導や援助の受け入れ態勢を講ずる必要がある。そのために法文構成を本土の外資法の法文体系に近づける必要がある。
- (3) 現行の法体系(布令、民立法、規則)を1本化する必要がある。
- (4) 現行布令は英文の翻訳であり、規定が抽象的にすぎ疑義の点が多く解釈の統一性に欠けていく。さらに免許業者に対する指導監督を行なう上に於て報告の義務や、立入検査等の規定を折り込む必要がある。

前にも述べた通り、外資等に関する立法草案は、局内で審議調整中であるので、内容の変更、修正は行われると考えられるか原案によつて大体の方向が解るのでその概略を述べることにする。

この草案は、第1章総則、第2章外国資本投下の促進、第3

章事業の許可並びに措置、第4章非琉球人の雇用、第5章外資審議会、第6章事業活動の調整、第7章雑則、第8章罰則から構成されており、従来の布令第11号、外資導入審議会設置規則、外資の導入等における手数料の徴収に関する立法等を1本化し、本土の外資法の法文体系に近づけたものである。この草案の特色は第1章において外国資本投下の基本姿勢として、できる限り自由の投資を認めながらも、琉球の自立経済、国際収支の改善さらに琉球の労働力との競合を避ける旨の文言が挿入され幾分規制強化の線が打ち出されている感である。

第2章において本土の外資法と同じく、琉球が外国からの資本投下を希望する事業及び技術導入については公表する旨の規定が追加されている。

第3章の事業の許可(免除規定)については、布令第11号に規定されている趣旨と殆んど変りはないが新たに外国から派遣された駐在員の規定を追加し、明文化したことである。

許可基準として、布令第11号には規定がなかつたが琉球経済に悪影響を及ぼすものと認められる場合は、行政主席はこれに許可を与えてはならない旨の禁止規定が設けられた。さらに重要なことは、事業の譲渡及び譲渡の許可等として、この立法に基づき事業を営む会社の合併及び解散については行政主席の許可が必

要となつたことである。

第4章において非琉球人の雇用に関する規定が新に設けられた。
第6章において行政主席は、この立法の施行を確保するために必要があるとき、その職員に当該事業所に立ち入り帳簿簿類その他の物件に関する検査を行なわしめることができる規定を設けたことである。

以上簡単に草案の特色を述べたが、琉球政府としてはこれを契機とし、外資導入政策に対する政府の発言力を強化し、不要不急の外資についてはこれを抑制し、かつ既存企業への監督権強化をねらっているふしが見受けられる。しかしながらこの草案は最終案でないで今後ある程度の修正変更は当然行なわれるものと信じている。

5 問題点について

以上簡単ではあるが外資導入の概要について述べてきた。

外資が沖縄経済の発展に寄与してきたことは間違いない事実にしても、それでは果してどの程度沖縄産業の工業化等に貢献してきたかは統計的数字もなくその実態を把握することは困難である。

沖縄は依然として自給産業や輸出産業が脆弱でありかつ各企業の生産性も極めて低く貿易面における輸出入額のアンバランス

は年々拡大(1966年における貿易面の赤字は約187^億万ドル)の傾向にある。この輸出入の異常なアンバランスを是正する上に於ても自給産業や輸出産業の振興育成は緊急を要することではないであろうか。

しかし、他方において牧畜業のような一次産業の育成あるいは観光事業の振興が呼ばれているが、この何れを採るかは、琉球政府あるいは沖縄の企業自身が決定すべき問題であろう。

これらの問題はさておき、現在の外資導入についてもその問題点をしぼってみたいと思う。

まず第一に、投資形態から見た場合、合弁企業より単独外資企業が圧倒的に多く、さらに非生産的な消費産業への投資比率がかなり高いという事実である。かかる消費産業は設備資金や運転資金があまりかからなくてすみ、しかも手取り早く元本を回収できるという利点があるので外資投資家には魅力ある事業と云える。しかしながら沖縄経済にとつては余り好ましい傾向ではないであろう。

琉球政府は、外資法の民立法の実現を契機として沖縄経済に直接貢献しないようなかかる外資は暫次抑制の方針を採ってくるものと考えられる。

第二に、外資導入はあくまで民間ベースによるものである以上、琉球政府としては、現在の置かれている立場を充分認識し、外資導入

についてもつと積極的にPRし、さらには投資環境の整備に努力する必要がある。

かかる基本的なことを考えずに地元産業保護のみに走り外資を制限するが如き措置を講ずるものとすれば、沖縄の自立経済の道は益々遠ざかるのではなからうか。

これは参考までに述べるものであるが、例えば日本商社の場合、三井、三菱の如き大商社を始めその他数多くの駐在員が沖縄に滞在しているが、未だに1件の支店設置も認められてはいない。(日航は別)。その上日本駐在員事務所は沖縄での事業活動は禁止されているにも拘らず、法人所得税が課されているのが実情である。

昨年10月大正製薬(株)は布令第11号の規制の対象外となつているが、株式取得35%の範囲内で、自社製品の沖縄販売店設置を計画し設立の段階までこぎつけたが地元業界等の圧力によりその設立を断念せざるを得なかつた事実がある。

さらに花王石鹼(株)は、自社製品の漂白剤の輸出が地元企業の輸入抑制の陳情により輸入規制が検討されている段階である。

第三に沖縄の企業の大部分は零細な中小企業あり、資本規模も少く資本蓄積も充分でないので経営参加的な外資の導入につ

いては、余り積極的な態度をとっていない。

第四に、米、琉合同の外資導入促進の設置については、その後の情報が入手出来ないのではどの様に進展するか予測出来ないが、民政府の提案理由から推察できるようにこれは単なる米系資本の促進委員会になるのではないかと思われる。もつとも琉政としてもこの点を充分認識した上で促進委員会を正式な機関とせず「外資審議会」の Advisory ^{Committee} ~~Committee~~ 的性格を有する機関としたのもと思われる。

第五、最後に沖縄には果して外資を導入してまで振興すべき産業があるだろうかという問題である。

これは仲々困難な問題であるが、これを解決するのは琉球政府及び島内企業家が果すべき課題であろう。

さる3月沖縄で開催された沖縄経済振興懇談会においても外資の問題は何んら提示されなかつた。

本土側委員会からは畜産業の振興、観光事業、コーラル・リーフの採掘事業が提案されたに過ぎなかつた。

琉球政府では、現在の自由貿易地域(8,138平方米)を美里村の泡瀬埋め立地の一部(66,000平方米)に移転し、5カ年計画で1,900平方米の平屋建12棟を建設する予定である。

これが実現すれば委託加工、加工組立業その他軽工業などが有望となるのではないだろうか。